

経済・金融 フラッシュ

米 10 月雇用者増は8万人増 ～前2ヵ月は大幅上方修正

経済調査部門 主任研究員 土肥原 晋

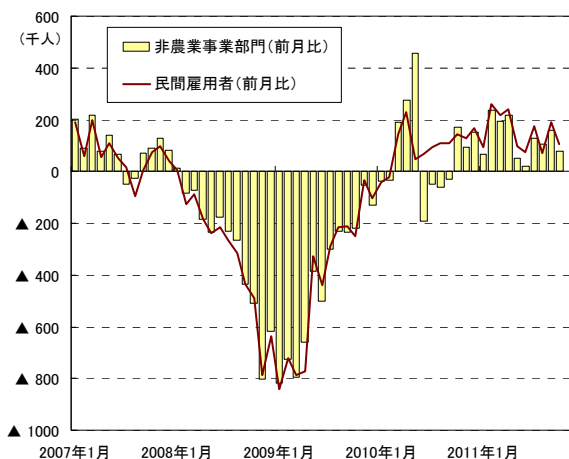
TEL:03-3512-1835 E-mail: doihara@nli-research.co.jp

1. 10月雇用者増は8万人増に留まる～政府部門のマイナスが続く

米労働省発表の10月雇用統計は、非農業事業部門の雇用者増が8万人となり、事前の市場予想(9.5万人増)を下回り、4ヵ月ぶりの小幅増に留まった。しかし、既発表分については、今回、8月が同10.4万人増(前回5.7万人)、9月が同15.8万人増(前回10.3万人)と計+10.2万人分が大幅に上方修正されており、総じて見れば悪い統計ではない。最近4ヵ月の月平均増でも11.7万人増と回復傾向にある。なお、8月分は当初の雇用者増がゼロと発表され、市場にも大きな影響を与えた。スト等の影響はあったものの、その後の修正幅はかなり大きい。

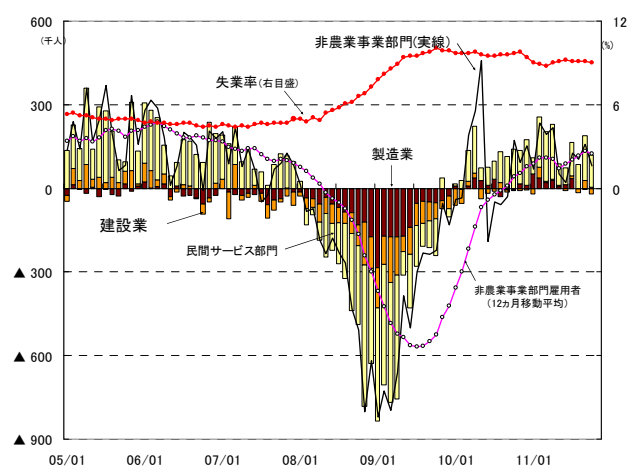
民間雇用では同10.4万人増と9月19.1万人から減少が大きく、市場予想(同12.5万人増)を下回った。最近4ヵ月の月平均増では13.5万人増となる。半面、10月政府部門は▲2.4万人と減少、引き続き雇用のマイナス要因となっている。なお、今年に入ってから雇用者増減の累計は、民間では153万人増、政府部門は▲27万人の減少となる(図表1・2)。

(図表1) 民間部門の雇用者増減(前月比)



(資料)米労働省

(図表2) 雇用者増減の内訳と失業率(前月比,%)



(資料)米労働省

民間の部門別の雇用増減では、10月財生産部門は前月比▲1.0万人、そのうち製造業では0.5万人(前月▲0.3万人)、建設業は▲2.0万人(前月2.7万人)となった。なお、自動車産業は0.62万人(前月0.2万人)と増加が続いた。

一方、民間サービス部門の雇用者は11.4万人（前月16.2万人）と増加幅を縮小した。内訳では、専門・事業サービスが3.2万人増、教育・ヘルスケア等が2.8万人増、レジャー関連が2.2万人増となった。なお、専門・事業サービスに含まれる人材派遣（Temporary help services）は1.5万人（前月2.1万人）と増加が続いている。

政府部門の内訳では、連邦政府が▲0.2万人、州政府が▲2.0万人、その他の地方自治体が▲0.2万人といずれも減少した。

2. 失業率は9.0%と3ヵ月ぶりに低下

家計調査による10月の失業率は9.0%と3ヵ月ぶりに低下、市場予想（9.1%）を下回った。10月家計調査では、雇用者が前月比27.7万人増の一方、失業者が同▲9.5万人減少した。

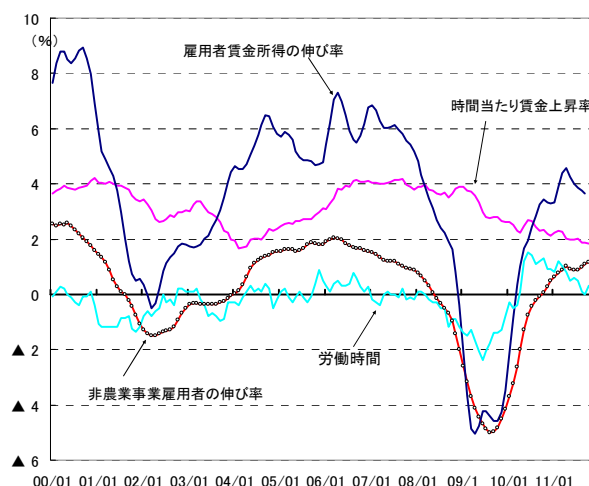
失業率は、リセッション入り直前の2007年11月は4.7%、金融危機時（2008年9月）は6.2%だったが、1年後の2009年10月には10.1%と1983年6月（10.1%）以来26年ぶりの高水準に上昇、その後、本年3月には8.8%に低下していた。しかし、その後は再び9%台での推移が持続しており、リセッション前との比較ではなお倍近い高水準にあるなど、回復の遅れが懸念される状況に変わりはない。

また、リセッション入り後は失業者数が急増、10月も1390万人を数え、失業者の42%に当たる588万人が6ヵ月以上の失業状態にある。10月の就業者比率（employment-population ratio）も58.4%と低水準に留まるなど、依然厳しい情勢が続いている。

パートタイム雇用者2751万人のうち、3割に当たる890万人が経済的理由（本来はフルタイム就業を希望と推測）によるものであり、さらに就職活動が今回の雇用統計の対象とならなかった就職希望者も256万人（うち97万人は就職をあきらめて活動を停止）いるなど、これらの求職者を加味した広義の失業率（U-6）は16.2%（前月16.5%）と高く、6人に1人近い高水準となる。雇用者、失業率とも改善が遅れており、依然、リセッション前との比較では大幅に悪化した状態が続いている。

一方、10月の民間平均労働時間は34.3時間/週と前月から横ばい、前年とも同水準に留まった。10月の時間当たり平均賃金は23.19ドルと前年比+2.1%の増加だった。いずれも最近伸び率の低下傾向が続いており、雇用者賃金所得は9月の前年比が+3.7%と伸び悩むなど、個人消費への影響が気懸かりな状況が続いている（図表3）。

（図表3）雇用所得と雇用状況の推移（%）



（資料）米労働省、商務省、前年同月比の3ヵ月移動平均、

（お願い）本誌記載のデータは各種の情報源から入手・加工したものであり、その正確性と安全性を保証するものではありません。また、本誌は情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、いかなる契約の締結や解約を勧誘するものではありません。